

令和 9 年度税制改正要望書

令和 8 年 9 月

一般社団法人 日本電機工業会

会 長 楠見 雄規

令和 9 年度 税制改正要望項目

1. 国際課税ルールの見直し	1 頁
2. 諸制度における企業事務負担の軽減	5 頁
3. 新リース会計基準にかかる税務処理の見直し	6 頁
4. グループ通算制度の見直し	7 頁
5. 中堅・中小グループ化税制（中小企業事業再編投資損失準備金）の延長	7 頁

1. 国際課税ルールの見直し

現在、導入が進んでいる新しい国際課税ルール（※1）への我が国の対応については、令和5年度税制改正以降、徐々に法整備が進められてきた（※2）が、我が国企業の国際競争力確保のためにも、引き続き、税務処理の予見性確保や企業事務負担軽減を目指した改正が必要と思われる。

これらの状況を踏まえ、我が国 CFC 税制の抜本的な見直しをいただくよう、下記の通り、要望する。

（※1）新しい国際課税ルール

OECD において 2021 年 10 月に国際合意された、市場国に対し適切に課税所得を配分するためのルールの見直し（Pillar1）及び、軽課税国への利益移転に対抗する措置の導入（Pillar2＝グローバル・ミニマム課税）という2つの制度。

（※2）令和5年度税制改正以降の法整備

改正年度	法整備内容
令和5年度	「Pillar2」に準拠した所得合算ルール（IIR）の法制化
令和7年度	軽課税所得ルール（UTPR）及び、国内ミニマム課税（QDMTT）の法制化、併せて企業の事務負担が過大とならないよう、我が国 CFC 税制も所要の調整を図る
令和8年度	解散した外国子会社にかかる特例の創設。ペーパーカンパニー特例の一部見直し。

（1）CFC 税制の抜本の見直し

今後、各国間における課税額の調整は、世界共通ルールである「Pillar2」に基づき実施され、CFC 税制による課税額の調整機能は「Pillar2」により補完される見込みである。

このような状況変化を考慮し、CFC 制度の趣旨を、軽課税国への所得移転による我が国の課税ベース浸食防止として整理したうえで、企業事務負担軽減と過剰合算課税解消の両立を実現する制度となるよう抜本的な見直しを要望する。

① 「Pillar2」とのデータ共用

CFC 税制と「Pillar2」の事務手続きを共用できるよう、例えばグローバル・ミニマム課税の判定税率（簡易 ETR）を、CFC 税制の判定税率としても使用するなど、CFC 税制の運用ルールを調整すること。

●CFC 税制等における作成書類

制度名	制度区分	海外子会社一覧	課税判定書類	税額計算書類	課税対象
CFC税制	国内ルール	別表17(3)	別表17(3)	別表17(3)	ペーパーカンパニー等
移転価格文書化制度	国内ルール	別表17(4)	-	-	-
	国際ルール準拠	CbCR			
グローバル・ミニマム課税(Pillar2)	国際ルール準拠の国内ルール	CbCR	CbCR等	別表20	業種を問わず

●グローバル・ミニマム課税の種別（対象は年間連結総収入が、7.5億ユーロの多国籍企業グループ）

項目	課税内容	法制化状況
国内ミニマム課税(QDMTT)	自国に所在する事業体の実効税率(ETR)が最低税率を下回る場合に、自国で最低税率までトップアップ課税	令和7年度法制化
所得合算ルール(IIR)	子会社の所在地国のETRが最低税率を下回る場合に親会社の所在地国で最低税率まで上乗せ(トップアップ)課税	法制化済
軽減課税所得ルール(UTPR)	親会社の所在地国でIIR課税が行われない場合のバックストップとして、UTPR導入国でトップアップ課税	令和7年度法制化

※ 適用優先順位は、QDMTT⇒IIR⇒UTPR

② 我が国 CFC 税制の適用免除税率の引き下げ（20%⇒15%）

グローバル・ミニマム課税の判定税率は15%であり、その税率と我が国CFC税制の適用免除税率の平仄を合わせることで、企業事務負担の軽減に繋がると考えられるため、CFC税制の適用免除税率を15%とすること。

なお一律に15%とできない場合でも、例えば欧州や豪州における義務的税務情報開示制度導入状況を勘案し、Pillar 2 対象企業（その多くが欧・豪において国別報告事項（CbCR）開示義務を負うと思われる）について、15%とすること。

③ 判定対象となる外国子会社の絞り込み

令和5年度税制改正により特定外国関係会社の適用免除基準が27%となったが、依然として租税負担割合が20%以上のレンジについては判定対象となる外国関係会社が非常に多い一方、実際の合算税額は限定的である。

このような実態を踏まえ、判定作業に要する事務負担を軽減する観点から、当該レンジに係る判定対象の絞り込み等、所要の見直しを図ること。

④ 受動的所得における除外対象の見直し

国内配当益金不算入規定における持分割合の判定については、令和2年度税制改正により、グループ全体の持分割合に見直されていることと整合を図る観点から、下記の2点については、部分対象外国関係会社による持分割合が25%未満であっても、受動的所得から除外すること。

- グループ全体の持分割合が25%以上の子会社からの配当
- グループ間の事業再編等に伴い、部分対象外国関係会社が保有している子会社株式を関係会社に譲渡した際に係る譲渡益

⑤ PMI 特例の譲渡期間等の見直し

CFC 税制の PMI 特例（買収後の企業統合における企業グループ内株式譲渡益を CFC 税制の合算対象から控除する制度）については、譲渡期間に係る要件が2年以内と短く、制度が活用しにくいいため、より日本企業の海外 M&A を推進する観点からも、譲渡期間延長（2年以内⇒5年以内）をすること。

また海外 M&A により取得した外国関係会社（譲渡法人）が、傘下の子会社（譲渡対象法人）を譲渡することで生じた株式譲渡益のうち、買収前から留保されている譲渡対象法人の利益に対応する部分については、明らかに日本の課税ベースを浸食するものでないため、合算対象外とすること。

⑥ 米国連結納税グループを一つの納税主体ととらえる措置の適用

米国において連結納税・パススルー課税の対象となるグループ会社群又は単一の事業目的で一体となって活動するグループ会社群を1つの納税主体と捉え、当該納税主体単位で CFC 税制を適用すること。それに際し、適格 Side-by-Side 税制を有する国については、その定義上税率 20%以上での現地課税が担保されていることから、CFC 税制上の租税負担割合が 20%未満とならないものとする。

⑦ 配当控除の当初申告要件の撤廃

合算所得の計算における子会社からの受取配当金の控除に関する当初申告要件（控除の適用に際し、事業年度に係る確定申告書に「控除されることとなる配当等の金額の計算に関する明細書（控除明細書）」を添付（措令 39 の 15⑨））を撤廃すること。

また撤廃できない場合、当初申告時に会社単位での合算課税対象に該当しないと判定した外国関係会社につき、後日の税務調査等で会社単位での合算課税対象となると指摘を受けた際には、当初申告時に措令 39 の 15⑨に規定する明細書の添付がなかったとしても、課税上弊害があると認められるケースを除き、同項但し書きに規定する「やむを得ない事情があると認める場合」に該当し、後日の明細書の提出をもって当初申告要件を充足することを通達等で明確化すること。

（2）税務申告手続き等の見直し

① 法人税 別表 17（4）（国外関連者明細書）の手続き見直し

別表 17（4）と、移転価格文書化制度の国別報告事項（CbCR）の内容が重複（※）しているため、別表 17（4）については廃止し、国別報告事項に一本化すること。

なお、廃止ができない場合でも、別表 17（4）の記載内容の簡素化を図ること。

（※） 国別報告事項（Country-by-Country Report）と
国外関連者明細書（別表 17（4））との重複項目

No	項目	CbCR	別表17(4)
1	総収入	●	●
2	税引前当期純利益	●	●
3	資本金	●	●
4	利益剰余金	●	●
5	従業員数	●	●
6	構成事業体一覧	●	●

② 法人税 別表 17 (3) (添付対象外国関係会社の名称等に関する明細書) の手続き見直し
別表 17 (3) における外国関係会社の財務諸表や申告書の写しの添付を省略して、
調査時に提示する形に変更すること。

③ ローカルファイル作成期限の見直し

移転価格文書化制度におけるローカルファイルの作成期限について、税務申告時期に
おける事務負担軽減のため、国別報告事項の提出期限に倣い会計年度の終了の日の翌日
から 1 年以内とすること。

■ 現行制度

文書名	提出・作成期限
国別報告事項 (CbCR) マスターファイル (事業概況報告事項)	会計年度の終了の日の翌日から 1 年以内に 税務当局に提出
ローカルファイル (独立企業間価格を算定 するための詳細情報)	確定申告書の提出までに作成

(3) Pillar 2 におけるセーフハーバーの取り扱い

移行期セーフハーバー (2027 年 12 月期まで) においては、本則計算を要する国・地域は
限定的だが、恒久的セーフハーバーへ移行した場合には対象となる国・拠点が増加し事務
負担が増加する。

その回避のため、移行期セーフハーバーそのものを恒久的セーフハーバーに置き換える、
もしくは移行後のセーフハーバーにおいて、本則計算及び GloBE 情報申告の簡素化を行う
こと。

改正による効果

我が国企業への税負担ならびに事務負担への影響を最小限に留めることによりグローバルに
活躍する企業の国際競争力維持、また企業の税務コンプライアンス維持・確保に繋がる。
また当局・企業双方の業務コストの低減にも繋がる。

2. 諸制度における企業事務負担の軽減

(1) 租税特別措置法の適用要件

① 研究開発税制

研究開発税制にかかる租税特別措置法の適用要件について、研究開発行為の国外流出を回避するためにも、賃上げ要件と設備投資要件の、いずれかの要件を満たせば適用できる仕組みとして維持すること。

また、賃上げ促進税制が廃止された状況を踏まえ、設備投資要件を満たしている場合には、継続雇用者給与の集計を省略できるよう配慮すること。

② 研究開発税制以外の投資促進税制（※）

賃上げ要件と設備投資要件の AND 要件を見直し、例えば、設備投資要件を満たしているものの、賃上げ要件を満たさなければ控除率に一定率（例えば 50%）を乗じるなど、課税の公平性に配慮しつつも企業側の努力が全くの無駄にならないよう、所要の措置を講じること。

※ 特定生産性向上設備等投資促進税制・地域未来投資促進税制・CN 投資促進税制・戦略分野国内生産促進税制

(2) 一括償却資産・少額減価償却資産の基準見直し

一括償却資産・少額減価償却資産の制度は、減価償却計算や資産管理の簡素化により企業事務負担軽減に資する仕組みであるが、それらの取り扱いについて、昨今のインフレ基調による事業用資産取得時の価格高騰を考慮し、その経済実態に合わせ、一括償却資産・少額減価償却資産の適用基準の引き上げ、または適用企業拡大などの見直しをすること。

■現行制度

資産の取得価額	全企業	一定の中小企業等
10 万円以上 20 万円未満	一括償却資産 (3 年均等償却) を選択可能	一括償却資産、または 少額減価償却資産の特例を選択可能
20 万円以上 30 万円未満 (R8/3/31 までに取得)	通常の減価償却	少額減価償却資産の特例を適用可能
20 万円以上 40 万円未満 (R8/4/1 以後に取得)	通常の減価償却	少額減価償却資産の特例を適用可能

(3) イノベーション拠点税制における計算方法

イノベーション拠点税制では、対象となる知財の金額を個別に集計する必要があるが、実務では知財を技術テーマごとに管理するのが一般的であり、個別抽出は非常に困難なため、対象知財の集計方法について、実務で対応可能な形となるよう、技術テーマ単位での割合を用いた算定方法も可能とすること。

また、繰越欠損金がある場合、所得と100%相殺される現行制度では、多額の欠損金保有企業は制度の適用を事実上断念せざるを得ないため、繰越欠損金の控除額（50%部分）のみを相殺対象とする仕組みに見直しをすること。

改正による効果

●租税特別措置法の適用要件

適用要件を緩和し、科学技術への中長期を見据えた国家的支援を行うことで、研究開発立地環境強化が図られ、我が国の国家安全保障にも繋がる。

●一括償却資産・少額減価償却資産の基準見直し

償却方法簡素化により、企業事務負担軽減や、企業のさらなる設備投資の促進にも繋がる。

●イノベーション拠点税制

使い勝手を向上させることで、研究開発成果の国内活用・事業化を後押しし、我が国のイノベーション創出にも繋がる。

3. 新リース会計基準にかかる税務処理の見直し

2027年4月以降の事業年度より強制適用される新リース会計基準では、原則として全てのリースをオンバランスとする一方、オペレーティングリース取引については、税務上、オフバランス処理が継続となり、いわゆる税会不一致の状況となっている。

また、新リース会計基準では、不動産賃貸借契約等も原則としてリース取引とされるため、改めて全ての賃貸借契約を棚卸し、その内容を精査する作業も発生している。

各企業では、非常に多くのリース取引を抱えている中、新リース会計基準によるオンバランス化に伴い、新たに資産管理作業が発生する他、税会不一致解消のための税務申告調整作業が増大するなど、企業事務負担の増加が見込まれる。

このような状況を回避するためにも、税務処理を会計処理に一致させる、または両者を近づけるよう、所要の措置を講じるよう要望する。

■新リース会計基準導入後の税務申告処理

- 会計上の費用（減価償却費＋利息）を別表四で「加算」
- 税務上の損金（リース料）を「減算」

改正による効果

税務処理を会計処理に一致させることにより、帳簿の二重管理が解消され、企業の事務コスト低減に繋がる。

4. グループ通算制度の見直し

(1) 試験研究費における増額修更正の取り扱い

増額の修更正を行う場合も当初申告額で固定せず再調整計算を行い、かつ減額の修更正と同様に他法人の税額に影響を与えないような規定への変更をすること。

(2) 通算グループ内新設法人で年度末までに通算離脱が見込まれている子法人における加入時期の特例または、投資簿価修正の適用に関する見直し

通算グループ内で法人を新設する場合、その法人には完全支配関係発生日（設立日）の前日の属する事業年度が存在しないため、加入時期の特例の適用は不可とされている。また、資本関係のない法人と合併会社を設立するにあたり、当社 100%出資で準備会社を一旦設立し、同一年度内に合併相手からの出資を受け入れる場合があるが、その場合であっても上記理由により通算加入・離脱が生じ、①離脱時に準備会社にてみなし事業年度（加入日から離脱の前日までの事業年度）の単体申告を行う必要があり、また、②親法人にて離脱時に投資簿価修正を行い、合併会社（離脱後の準備会社）株式を保有し続ける間は申告調整を継続して行う必要がある。

上記①②とも多くは金額的重要性が少ない一方で、対応に相応の事務負担を要することとなるため、通算グループ内新設法人で年度末までに通算離脱が見込まれている子法人について、「加入時期の特例の適用」または「投資簿価修正の非適用」とするよう所要の措置を講じること。

改正による効果

企業グループの活動実態に合わせた制度とし、また制度自体の簡素化をすることにより、税務処理予見性の確保、企業事務負担の軽減が実現し、企業グループの事業運営の円滑化ならびに国際競争力強化に繋がる。

5. 中堅・中小グループ化税制（中小企業事業再編投資損失準備金）の延長

中小企業事業再編投資損失準備金制度において、特別事業再編計画の認定を受けた中堅企業（従業員数が 2,000 人以下で中小企業の基準を超える企業）・中小企業については、M&A 2 回目に 90%/3 回目以降に 100%（据置期間 10 年間）を、それぞれ積立可能とする措置が現在講じられている。

2026 年度末に適用期限を迎える当該措置について、引き続き、中堅・中小企業の経営基盤強化に資するよう、制度適用の期限延長（3 年間）を行うこと、ならびに M&A 実務に即した手続きとなるよう所要の見直しを行うこと。

改正による効果

地方の雇用創出や賃上げを支えている中堅・中小企業について、M&A を通じた経営基盤強化を図ることで、中堅・中小企業自体の体力強化、また地域経済の活性化の実現に繋がる。

■参考資料

【表1】業種別の売上高・就業者数

業種	2020 年 売上高（単位：兆円）	2025 年3月 就業者数（単位：万人）
卸売業・小売業	480	1,017
製造業	387	1,016
医療・福祉	173	937
その他	653	3,800

出典：総務省統計局 令和3年経済センサス、2025年3月分 労働力調査

【表2】重電機器・家電機器の国内生産額・輸出入額（単位：億円）

項目	国内生産額	輸出額	輸入額
重電機器 (2024)	35,120	30,317	18,322
家電機器 (2023)	19,501	3,656	13,698

出典：日本電機工業会 JEMA レポート 2025-2026

以上

経理委員会15社

オムロン株式会社

シャープ株式会社

シンフォニアテクノロジー株式会社

株式会社ダイヘン

株式会社東光高岳

株式会社東芝

東洋電機製造株式会社

パナソニックホールディングス株式会社（委員長）

株式会社日立製作所

富士電機株式会社

株式会社マキタ

三菱電機株式会社（副委員長）

株式会社村田製作所

株式会社明電舎

株式会社安川電機